

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会（第7回） 議事要旨

1 日 時 平成19年9月6日（木）14時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、峰岸委員長代理、田中委員、原澤委員、丸橋委員  
（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 国民年金の申立事案の審議
- (2) 厚生年金の申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案15件についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合的に考慮し申立を認めるべきか、更に調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案4件についての審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、保険料控除の有無や勤務実態等について審議を行い、被保険者が保険料を納付しているか等について、議論が行われた。

次回の委員会においても、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、9月19日（水）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会（第8回）議事要旨

1 日 時 平成19年9月19日（水）14時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、峰岸委員長代理、田中委員、原澤委員、丸橋委員  
（群馬行政評価事務所）熊野所長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 国民年金の申立事案の審議
- (2) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案6件についての審議を行った。

少なくとも申立期間の一部について記録訂正が必要であるとの方向性が確認されていた1件を含む3件について、関連資料及び周辺事情を総合的に考慮した結果、申立期間の国民年金保険料は全て納付されたものとして、記録を訂正する必要があるとの方向性が確認された。

2件については、記録の訂正を要しないとの方向性が確認された。

1件については、さらに調査すべき事項が認められたため、次回以降、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 次回は、9月27日（木）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕

## 年金記録確認群馬地方第三者委員会（第9回） 議事要旨

1 日 時 平成19年9月27日（木）14時00分から17時00分

2 場 所 前橋合同庁舎 5階共用会議室

3 出席者

（委員会）飯塚委員長、峰岸委員長代理、田中委員、原澤委員、丸橋委員  
（群馬行政評価事務所）熊野所長、並木事務室長、松橋事務室次長 ほか

4 議題

- (1) 国民年金の申立事案の審議
- (2) 厚生年金の申立事案の審議
- (3) その他

5 会議経過

(1) 国民年金の申立事案5件についての審議を行った。

前回までの審議において申立期間の国民年金保険料は全て納付されたと認められるとの方向性が確認されていた1件について、記録を訂正する必要があるとのあっせん案を決定した。

1件については、関連資料及び周辺事情を総合的に考慮した結果、申立期間の一部について記録訂正が必要であるとの方向性が確認された。

3件については、さらに調査すべき事項が認められたため、次回以降、引き続き、審議を継続することとされた。

(2) 厚生年金の申立事案4件についての審議を行った

2件については、申立人の給与から保険料が控除されていたことは認められるものの、事業主が正しい届出を行っていたこと又は保険料を納めていたことの確認ができないため、現行法の下では記録訂正が認められない事案として、政府における対応を待つて検討することとされた。

2件については、さらに調査すべき事項が認められたため、次回以降、引き続き、審議を継続することとされた。

(3) 次回は、10月3日（水）14時00分から開催することとなった。

〔 文 責 : 事 務 室 〕  
〔 後日修正の可能性あり 〕